

噴火時等の具体的で実践的な 避難計画策定の手引（案） （内陸型火山編）

平成23年〇月

検討会での委員意見を反映させた項目：青字で表示

「噴火時等の避難に係る火山防災体制の指針」の本文及びチェックリストを
反映させた項目：赤字で表示

既存の避難計画等の分析から抽出された項目：緑字で表示

目 次

- 1 . 具体的でかつ実践的な避難計画の必要性について
- 2 . 本手引（案）の位置づけについて
- 3 . 具体的で実践的な避難計画とは
- 4 . 避難計画策定のガイドライン
- 4-1 . 避難対策の内容と実施責任者
- 4-2 . 防災体制の確立
- 4-3 . 避難計画の策定項目の抽出
- 4-4 . 避難を想定した準備に関する事項
- (1) 避難指示等の発令の基準
- (2) 避難情報の伝達内容
- (3) 避難情報の伝達体制
- (4) 避難情報の伝達方法
- (5) 情報伝達にあたっての留意点
- 4-5 . 避難時の対応に関する事項
- (1) 事前避難について
- (2) 避難指示等による避難
- (3) 避難対象者の把握
- (4) 避難経路・避難手段の確立
- (5) 避難者の輸送対策
- (6) 自衛隊災害派遣要請依頼
- (7) 道路交通規制について
- (8) 避難ができなくなった人たちへの安全対策について
- (9) 避難に際し住民のとるべき行動
- (10) 教育機関の避難対策
- 4-6 . 避難後の対応に関する事項

避難計画策定後の活用方法について を追加

(6) 観測・監視体制等の整備を追加

(11) リアルタイム火山ハザードマップの作成体制等の整備 を追加

(1) 避難所の管理・運営	(3) その他に風評被害対策、普及啓発等 を追加
(2) 救援物資、救援体制等	
(3) その他	
噴火シナリオ	火山ハザードマップ・火山防災マップ、噴火警戒レベル、避難計画策定のための条件整理 を追加
各種リスト記載例	
具体的で実践的な避難計画策定のチェックリスト	

1. 具体的でかつ実践的な避難計画の必要性について

- ・我が国における火山防災の現状と避難計画の整備状況について
- ・緊急時に住民を速やかに避難させるための避難計画の必要性について

2. 本手引（案）の位置づけについて

- ・手引作成の経緯について
- ・手引の作成によって、避難計画未整備火山での整備推進と整備済み地域での参考資料となることへの期待

3. 具体的で実践的な避難計画とは

- ・具体的で実践的な避難計画策定のため、各種リスト作成・整備の必要性
- ・[避難計画策定後の活用方法について](#)

(具体例)

- ・「いつ?」: 噴火警戒レベルに応じた対応リスト表の作成
- ・「誰が?」: 避難対象者と避難誘導責任者リスト表の作成
- ・どこからどこへ?: 居住地等と避難先のリスト表の作成
- ・どうやって?: 避難に係る避難ルート及び手段等のリスト表の作成
- ・避難に係る時間は?: 避難ルートごとに係る時間、または最長時間の確認
- ・自衛隊の連絡先リストの作成
- ・医療機関リストの作成
- ・相談窓口リストの作成
- ・住民が異常を発見した場合の通報先リストの作成

※詳細は巻末に添付

4. 避難計画策定のガイドライン

4-1. 避難対策の内容と実施責任者

- ・有事における避難のための対策内容と実施責任者の設定

4-2. 防災体制の確立

- ・災害の状況（噴火警戒レベル）に応じた防災体制（警戒体制及び非常体制時における情報連絡体制）
- ・災害対策本部等の設置（設置場所、設置時期、構成メンバーとその連絡先、班編制等）
- ・緊急時における検討体制（例：霧島山噴火災害対策連絡会議 等）
- ・職員の非常参集計画
- ・首長不在時の対応（代位順位等）
- ・代替施設での業務継続（施設の名称、位置、代替施設へ持ち出す書類、機器のリストアップ、データのバックアップ等）
(リスト作成例)
 - ・噴火警戒レベルに対応した体制等のリストの作成（巻末参照）

4-3. 避難計画の策定項目の抽出

- ・避難の実施方法を定める避難計画の策定項目の抽出

4-4. 避難を想定した準備に関する事項

(1) 避難指示等の発令の基準

- ・避難準備情報や避難指示等の発令基準

(2) 避難情報の伝達内容

- ・ 避難情報の伝達内容

(具体例)

- ・ 避難の理由
- ・ 可能性のある現象（例：火砕流、溶岩流等）
- ・ 避難が必要な区域
- ・ 規制（火口周辺規制、登山規制等）
- ・ 避難の切迫性
- ・ 避難先
- ・ 避難方法、避難手段（災害時要援護者の支援に関する事項、避難経路等も含む）
- ・ 携行品、服装の留意点
- ・ 戸締り、電気、ガス、水道等の遮断
- ・ 気象状況、今後の気象の見込み
- ・ その他

(3) 避難情報の伝達体制

- ・ 自治体組織内での情報伝達の流れを示すフロー図等の作成
- ・ 住民以外の事業者及び会社組織等、学校、福祉施設、山小屋等への連絡体制の整備
- ・ 情報通信設備等の整備
- ・ 情報共有体制の確立
- ・ 登山者、外国人観光客への情報伝達体制 等

(具体例)

- ・ 気象庁から連絡を受ける部局の明示
- ・ 都道府県・国の地方支分部局等関係機関の連絡先

(リスト作成例)

- ・ 自衛隊の連絡先リストの作成（巻末参照）

(参考：十島村地域防災計画火山災害対策編・諏訪之瀬島の例)

自衛隊の連絡場所

自衛隊要請関係機関 部隊名	主管課	所在地	電話番号	備考
陸上自衛隊西部方面總監部	防衛部防衛課運用班	熊本市東町1-1-1	096-368-5111 内線255又は256	
陸上自衛隊第8師団司令部	第3部防衛班	熊本市清水町八景水谷2-17-1	096-343-3141 内線214又は233	
陸上自衛隊第12普通科連隊本部	第3科	国分市福島2丁目4-14	0995-46-0350 内線235又は237	県内
海上自衛隊佐世保地方總監部	防衛部	佐世保市平瀬町	0956-23-7111 内線225	
海上自衛隊第1航空群	司令部幕僚室	鹿屋市西原3-11-2	0994-43-3111 内線2222	県内
海上自衛隊奄美基地分遣隊	防衛部	大島郡瀬戸内町	0997-72-0250	県内
航空自衛隊新田原基地	防衛部	宮崎県児湯郡新富町大字新田	09833-5-1121 内線232	
自衛隊鹿児島地方連絡部	総務課	鹿児島市東郡元町4-1	099-253-8920	県内

(4) 避難情報の伝達方法

- ・迅速で確実かつ効率的な避難情報の伝達方法

(具体例)

- ・同報無線等防災行政無線による伝達（屋外、戸別）
- ・車の通行が可能な地区は、広報車等による伝達
- ・サイレン及び警鐘等の防災信号による伝達
- ・地元テレビ・ラジオ・CATV（ケーブルテレビ）による伝達
- ・自治会等あらかじめ定められた伝達組織を通じ、関係者から直接口頭で伝達
- ・携帯電話、固定電話、携帯メール、有線放送等による伝達
- ・自治体ホームページへの掲載
- ・ヘリコプター等による情報伝達
- ・入山、登山規制を知らせる看板等による情報伝達
- ・観光拠点での情報提供 等

(5) 情報伝達にあたっての留意点

- ・避難の対象となる住民、旅行者等の一時滞在者すべてに情報が伝達されるための留意点について

(具体例)

- ・ 確実な避難情報の伝達
- ・ 放送機関との協定の締結・放送の要請
- ・ 緊急を要する場合の対応
- ・ 住民同士の避難の呼び掛け
- ・ 災害予測区域等の事前の周知 等

(6) 観測・監視体制等の整備

- ・ 調査研究体制の充実、強化と火山活動状況や見通し等についての解説情報等を随時分かりやすく提供できる観測・監視体制の整備

(具体例)

- ・ 観測監視・情報収集の体制
- ・ 噴火、降灰等の異常現象の通報及び情報共有体制
- ・ 観測監視データの共有体制 等

(リスト作成例)

- ・ 住民が異常を発見した場合の通報先のリストの作成 (巻末参照)

4-5. 避難時の対応に関する事項

(1) 事前避難について

- ・ 首長が「避難準備情報」を発令した際に住民が自主的に避難を行う事前避難要領 (避難誘導、交通手段、避難所開設、避難所における救助措置、携帯品の制限)

(2) 避難指示等による避難

- ・ 首長が「避難指示等」を発令した際の避難要領 (避難誘導、交通手段、避難所開設、避難所における救助措置、携帯品の制限、避難状況の把握及び報告 (報告時期、内容 (避難者、輸送車両、残留者に関すること)))

(3) 避難対象者の把握

- ・住民のみならず旅行者等の一時滞在者等避難対象区域に居住、もしくは滞在する者の把握方法（[昼間及び夜間で住民等の避難対象者数が異なることも想定されるため（昼間は避難対象区域の学校、職場等にいるなど）、分けて整理すると良い](#)）
- ・[別荘地住民の滞在状況について把握する。](#)
- ・想定される対象者をあらかじめ整理する。

（具体例）

- ・住民、別荘地住民、一時滞在者（登山客、外国人観光客、釣り客 等）

（リスト作成例）

- ・住民リスト（[避難対象者と避難誘導責任者のリスト（昼間・夜間）](#)）の作成
（[避難元から避難先まで一覧で見ることができるもの](#)）
- ・災害時要援護者リストの作成
- ・[別荘地住民リストの作成](#)

(4) 避難経路・避難手段の確立

- ・一時集合場所及び最終的な避難所の指定
- ・避難経路及び避難手段の確立
- ・避難が困難な場合における対応や[代替ルート](#)
- ・[広域避難時における避難経路及び避難手段の検討](#)

（リスト作成例）

- ・[居住地等と避難先、それにかかる時間のリスト](#)の作成

(5) 避難者の輸送対策

- ・避難者の輸送方法や公共交通機関等への輸送車両派遣要請について
- ・[広域避難時における輸送対策について](#)

1) 輸送力の確保

- ・公共交通機関の輸送能力等の把握
- ・民間所有車両（自家用車、バス等）の所有者及び輸送能力等の把握

- ・隣接市町への輸送協力
- ・知事への派遣要請

2) 輸送方法

- ・災害の状況、地域の特性に応じた集結地の決定
- ・車両集結における各所轄陸運支局からの関係機関への要請（首長の派遣要請に基づく）
- ・警察による輸送車両の誘導及び交通規制の実施 等

(リスト作成例)

- ・避難手段のリストの作成

(6) 自衛隊災害派遣要請依頼

- ・自衛隊法第83条に基づく、災害派遣要請
- ・災害派遣要請の基準
- ・自衛隊災害派遣要請への事前対応

(リスト作成例)

- ・自衛隊の連絡先リストを作成し、緊急時に円滑な派遣要請ができるよう整理(再掲、6・7ページ及び巻末参照)

(7) 道路交通規制について

- ・避難対象区域における交通規制及び道路の通行禁止措置（周囲の都道府県、市町村を管轄する機関との連携のもと実施）
- ・平時から規制に関するルールを設定。噴火時に予想される交通規制箇所の明記

(8) 避難ができなくなった人たちへの安全対策について

- ・消防、警察、自衛隊へのヘリコプター出動要請
- ・確認が取れない住民や残留者に対する警察、消防等への搜索要請

(具体例)

- ・住民等が避難したことの確認

(一時集合場所や避難所等において、「住民リスト(避難対象者と避難誘導責任者のリスト)」と照合の上、確認。市町村職員、民生委員、自治会の担当者等で住民の避難を確認する責任者を定める。)

(リスト作成例)

- ・ 避難に係る手段(交通、ヘリコプター等)のリストの作成

(9) 避難に際し住民のとりべき行動

- ・ 円滑な避難にあたり、住民自らが自己の責任において行動すべき内容について明示

(具体例)

- ・ 一時集合場所及び指定避難所、ならびに避難経路等を事前に把握しておく。
- ・ 避難の際の携帯品をあらかじめ準備しておく。
- ・ 避難前に石油ストーブの消火を確認。ガスはガス栓を閉める。電気はブレーカーを切る等出火を防止。被災による漏水等も考慮して水道の元栓等を閉める。
- ・ 避難時は、頭巾又はヘルメット、動きやすい靴、防塵眼鏡、マスクを基本的には着用する。
- ・ 行動は全てあらかじめ定められた避難誘導責任者の指示によって行い、近隣に声をかけ、互いに協力して全員が安全に避難できるよう心がける。
- ・ 行動は沈着に行い、不確実な情報等にまどわされないよう注意する。等

(10) 教育機関の避難対策

- ・ 避難対象区域の学校等の教育機関を管轄する地域の教育委員会等が避難準備情報及び避難指示等を発令した旨の連絡を受けた場合、又はその発令を確認した場合の措置(児童・生徒等が帰宅している(家庭にいる)場合と児童・生徒等が学校にいる場合のそれぞれについて)

(11) リアルタイム火山ハザードマップの作成体制等の整備

- ・火山活動の状況に合わせて、避難対象地域の設定を支援するためのリアルタイム火山ハザードマップの作成体制の整備
- ・緊急ハード対策（緊急導流堤、緊急遊砂地等）

4-6. 避難後の対応に関する事項

(1) 避難所の管理・運営

1) 避難所事務所の開設

- ・避難所の運営本部としての「避難所事務所」等の設置

2) 自主運営組織の確立

- ・避難所自治組織（避難住民による避難所の自主運営組織）による避難所の運営手順の確立
- ・自治組織と自治体職員等の協力体制の確立

3) 各避難所の自治体職員会議

- ・各避難所において、災害対策本部からの指示・伝達事項が明確に避難者に伝達され、遵守されるための自治体職員会議の設置

4) 避難所が教育機関である場合の措置

- ・避難所として使用している期間中の代替措置（災害が及ばない地区の学校への臨時登校等）

(2) 救援物資、救援体制等

1) ボランティア等の受入れ

- ・ボランティアとして救援活動に参加してきた人たちへの居住や食事等の確保

- ・各避難所への配置方法等
- 2) 救援物資の受け入れ、整理配分
- ・救援物資の整理と各避難所への配分等の措置
 - ・災害対策本部における救援物資の需給の調整
- 3) 医療体制の整備
- ・市町村の外科、整形外科の病院に加え、ICU など高度の医療設備・機関の把握
 - ・市町村内にある病院の設備等が充分でない場合の広域にわたる緊急搬送の想定と遠隔輸送方法及び搬送先の検討
 - ・火山災害の影響として火山灰による目の痛みや肺等の呼吸器系への健康被害に対応できる医療体制の検討
 - ・災害により死者が出た場合の遺体処理について（遺体の処理方法、処理場所等）
（リスト作成例）
 - ・医療機関リストを作成し、緊急時において円滑な対応を取ることができるように整理（巻末参照）
- 4) 災害時要援護者対策
- ・3) の医療関係者の確保とともに、避難所においてこれらの災害時要援護者をケアするスタッフの確保
 - ・避難所での生活が困難である場合、他地域への介護・医療施設等への搬送計画

(3) その他

- 1) 治安の維持
- ・無人化した危険区域等での治安維持方法
- 2) 報道関係者への対応
- ・報道関係者による噴火現象の撮影や地域の避難情報の取材等の対応
（具体例）

- ・災害対策本部等に報道対策部門を設置。（責任者を置いて対応に当たる）
- ・住民等への避難誘導を支援するための重要な情報の報道等を依頼 等

3) 相談窓口の開設

- ・避難住民の精神的苦痛を少しでも軽減するため、市町村の庁舎や各避難所に相談窓口等の設置

(リスト作成例)

- ・相談窓口リストの作成（電話番号、Eメールアドレス、窓口の設置場所等）（巻末参照）

4) ペット・家畜の扱い

- ・ペットや家畜の避難先の確保等

(具体例)

- ・ペットの場合、臨時に預ける施設等を準備することを検討
- ・家畜の場合、平時から隣接する市町村に受け入れ体制の依頼を検討

5) 風評被害対策

- ・火山活動が沈静化したとき等の風評被害対策（観光地への配慮等）

6) 普及啓発等

- ・防災訓練の実施時期、実施方法等（訓練の内容・時期・方法・参加者）
- ・住民に対する火山防災マップやパンフレットの配布
- ・学校における防災教育
- ・地域における啓発活動（避難計画周知のための講演会の開催等）
- ・NPO 等による普及啓発活動の支援策
- ・観光客への普及啓発の方法
- ・観光ガイド等による啓発活動
- ・観光ガイド等人材の育成 など

〔参考〕

【噴火シナリオ】

- ・関係機関と調整の上、過去の噴火の状況を参考に、前兆現象の発生から本格的な噴火に至るまでの経過の想定

(具体例)

- ・前兆現象から実際の噴火までの時間的経過が通常想定される場合、通常想定されるよりも短い場合、又は異常現象が観測されず噴火警報等が発表されない場合等の幾つかのケースを想定して策定
- ・噴火シナリオを基にした避難オペレーションイメージの共有

【火山ハザードマップ・火山防災マップ】

- ・噴火の現象（火砕流、噴石、土石流、溶岩等）に応じて、火砕流等の噴火の現象が到達する可能性がある危険な区域を地図上に特定し、避難すべき危険な地域を視覚的に分かりやすく表記
- ・火山ハザードマップを活用して、避難対象地域を検討
- ・火山防災マップを活用して、住民への周知・啓発の実施

【噴火警戒レベル】

- ・噴火警戒レベルの導入
- ・レベルに則した避難対応の検討

【避難計画策定のための条件整理】

- ・避難計画の策定において明確化すべき条件の整理

(具体例)

- ・対象現象について（噴石、火砕流、熱風、溶岩流、火山泥流 等）
- ・対象地域について

各種リスト記載例

- ・「いつ?」: 噴火警戒レベルに応じた対応リスト表作成
- ・「誰が?」: 避難対象者と避難誘導責任者リスト表作成
- ・どこからどこへ?: 居住地等と避難先のリスト表作成
- ・どうやって?: 避難に係る避難ルート及び手段等のリスト表作成
- ・避難に係る時間は?: 避難ルートごとに係る時間、または最長時間の確認
- ・自衛隊の連絡先
- ・医療機関リスト
- ・相談窓口リスト
- ・住民が異常を発見した場合の通報先リスト

【I. いつ?】

表1 噴火計画レベルに対応した体制等

噴火計画 レベル	現象 (気象庁作成)	取るべき 防災対応	体制	対応	備考
レベル5		(避難)	(記入例) 第3非常体制配 備	(記入例) ・監視、関係機関連絡 ・避難指示等の発令 ・避難対象区域の立入 規制	
レベル4		(避難準備)			
レベル3		(入山規制)			
レベル2		(火口周辺規制)			
レベル1		(平常)			

【Ⅱ. 誰が】：避難対象者と避難誘導者リストのイメージ

表 2 避難対象者と避難誘導責任者のリスト（昼間と夜間のそれぞれについて作成）

番号	区・自治会等	人数 (世帯数等)	災害時要援護者 ※所在地は別途 整理	避難誘導責任者 (不在時の代行者)	備考
【区・自治会】					
1	(記入例) ●●町内会	(記入例) ●●人 (●●世帯)	(記入例) ●●人	(記入例) ●●町内会長 (●●副会長)	(記入例) 災害時要援護者の 避難誘導者は、○○ とする。
2					
3					
【病院、福祉施設】					
1	(記入例) ●●病院	(記入例) ●●人	(記入例) ●●人 ※避難先に特 別な医療器具 が必要な方	(記入例) ●●事務局長 (●●看護師長)	
2					
3					
【学校等】					
1	(記入例) ●●小学校	(記入例) ●●人 (●●クラス 数)	(記入例) ●●人 ※特に付き添 いが必要な人 数(想定数)	(記入例) ●●校長 (●●副校長)	
2					
3					
【観光事業主】					
1	(記入例) ●●ホテル	(記入例) ●●人収容	(記入例) ●●人 ※特に付き添 いが必要な人 数(想定数)	(記入例) ●●総務部長 (●●副部長)	
2					
3					
【私企業】					
1	(記入例) ●●株式会 社	(記入例) ●●人	(記入例) ●●人 ※特に付き添 いが必要な人 数(想定数)	(記入例) ●●総務部長 (●●副部長)	
2					
3					
【別荘地住民】					
1	(記入例) ●●地区	(記入例) ●●人 (●●世帯)	(記入例) ●●人	(記入例) ●●	(記入例) 災害時要援護者の 避難誘導者は、○○ とする。
2					
3					

【Ⅲ. どこからどこへ】：居住地等と避難先のリストのイメージ

【Ⅴ. 避難に係る時間】

表 3 居住地等と避難先、それに係る時間のリスト

番号	区 自治会等	人数 (世帯数等)	災害時要援護者数 ※所在地は別途整理	避難誘導責任者 (不在時の代行者)	一時集合場所 (避難に係る時間)	指定避難所 (避難に係る時間)	備考
【区・自治会】							
1	(記入例) ●●町内会	(記入例) ●●人 (●●世帯)	(記入例) ●●人	(記入例) ●●町内会長 (●●副会長)	(記入例) ●●公園 (徒歩10分：一 番時間の係る人の 場合)	(記入例) ●●公民館 (●●バス12 分)	
2							
3							
4							
【病院、福祉施設】							
1							
2							
3							
4							
【学校等】							
1							
2							
3							
4							
【観光事業主】							
1							
2							
3							
4							
【私企業】							
1							
2							
3							
4							

【IV. どうやって】：避難にかかる避難手段とその保有台数等のリストのイメージ

表 4-1 避難に係る手段（交通手段等）のリスト

移送手段	所管	台数 (定員)	運転手	移送元	移送先	備考
バス	(記入例) ●●町 ●●県 ●●会社	(記入例) ●台 (●人)	(記入例) ●人(うち● 人は非常勤)	(記入例) ●区(●台)	(記入例) ●避難所	

表 4-2 避難に係る移送車両、ヘリコプター等のリスト

移送手段	所管	台数 (定員)	運転手	移送元	移送先	備考
●特殊車両	(記入例) ●●分隊	(記入例) ●台 (●人)	(記入例) ●●分隊の ●●	(記入例) ●区(●台)	(記入例) ●避難所	(記入例) 吊り上げ式

自衛隊の連絡先リスト

番号	部隊名	主管課	所在地	電話番号	備考
1	(記入例) ●●指令部	(記入例) ●●課	(記入例) ●●市●●町 1-1-1	(記入例) ●●-●●-●●	(記入例) 県内
2					
3					

医療機関リスト

番号	機関名	所在地	電話番号	病床数	高度医療体制	備考
1	(記入例) ●●病院	(記入例) ●●市●●町 1-1-1	(記入例) ●●-●●-●●	(記入例) ●●床	(記入例) ICU 配備	
2						
3						

相談窓口リスト

番号	窓口の設置場所	所在地	電話番号	E-mail アドレス	備考
1	(記入例) ●●市役所	(記入例) ●●市●●町 1-1-1	(記入例) ●●-●●-●●	(記入例) ●●@●●.jp	(記入例) スタッフ●名常駐
2					
3					

住民が異常を発見した場合の通報先リスト

番号	機関名	電話番号	備考
1	(記入例) ●●警察署	(記入例) ●●-●●-●●	
2			
3			

具体的で実践的な避難計画策定のチェックリスト

避難計画に盛り込むべき事項		該当項	
火山の特徴の把握	過去の噴火災害の取りまとめ 火山噴火の特徴（前兆現象から本格的な噴火活動までの時間等）		
体制整備	協議会等の設置	協議会等のメンバー（市町村長又は副市長等）及びその連絡先	
		コアグループのメンバー及びその連絡先	
		事務担当者及びその連絡先	
		テレビ会議システム等の活用	
	災害対策本部の設置	災害対策本部の設置場所	
		災害対策本部の設置時期	
		災害対策本部のメンバー及びその連絡先	
		災害対策本部の班編制	
		職員の非常参集計画	
	合同対策本部等の設置	市町村長不在時の代位順位	
		合同対策本部等の設置場所	
		合同対策本部等の設置時期	
		合同対策本部等のメンバー及びその連絡先	
	代替施設での業務継続	合同対策本部等の班編制	
		代替施設の名称、位置	
	情報連絡体制の整備	代替施設へ持ち出す書類、機器のリストアップ	
		データのバックアップ	
		気象庁からの情報を受ける部局	
		市役所内部の情報伝達体制	
	観測監視体制等の整備	都道府県、国の地方支分部局等関係機関の連絡先	
情報通信設備等の整備			
情報共有体制			
研修・訓練	観測監視・情報収集の体制		
	噴火、降灰等の異常現象の通報及び情報共有体制		
輸送手段や宿泊先の確保等	住民が異常を発見した場合の通報先のリスト		
	観測監視データの共有体制		
	職員の研修方法、実施時期等		
	市町村長の研修方法、実施時期等		
避難計画の策定	避難計画の基本的事項	職員の防災訓練の方法、実施時期等	
		自動車、ヘリコプター等の交通手段	
		宿泊先	
		食事等	
		火山現象の想定（噴石、火砕流、融雪型火山泥流等）	
		複数の噴火シナリオの想定	
		火山ハザードマップの作成	
		火山防災マップの作成	
	火口周辺規制の範囲、規制実施時期		
	登山規制範囲、規制実施時期		
	住民の避難対象地域、実施時期		
	災害時要援護者の避難対象地域、実施時期		
	噴火警報等と避難計画との関係の明示		
	リアルタイムハザードマップの作成体制		
	緊急ハード対策等の整備計画		
住民等のリスト	住民リスト		
	災害時要援護者リスト		
	別荘地住民リスト		
自主防組織のリスト	別荘地住民の滞在状況		
	住民の自主防災組織のリスト		
避難情報の伝達手段・体制	別荘地住民の自主防災組織のリスト		
	防災行政無線の活用		
	戸別の無線受信機の活用		
	広報車の出動体制		
	報道機関への情報提供		
	インターネット・携帯サイトの活用		
	入山・登山規制を知らせる看板等の設置		
消防団、自主防災組織等による情報伝達体制			
民生委員、自主防災組織等による災害時要援護者に対する情報伝達体制			

避難計画に盛り込むべき事項		該当項	
避難計画の策定	避難情報の伝達手段・体制	別荘地住民への情報伝達体制(戸別受信機、広報車、管理人事務所の活用等)	
		観光拠点での情報提供体制	
		観光協会、観光事業者、交通事業者等による情報提供体制	
		山小屋等への情報伝達体制	
		登山者への情報伝達体制	
		外国人観光客への情報伝達体制	
	避難所等	一時集合場所のリスト(名称、管理者、住所、電話番号、収容人員等)	
		避難所のリスト(名称、管理者、住所、電話番号、収容人員等)	
		福祉避難所のリスト(名称、施設管理者、住所、電話番号、収容人員等)	
		自主避難時の受け入れ体制	
		避難所として使用する旅館・ホテル等のリスト(名称、管理者、住所、電話番号、収容人員等)	
	避難方法	避難ルート	
		避難ルート被災時の代替ルート	
		輸送手段	
		災害時要援護者の輸送手段	
		災害時要援護者の避難支援プランの作成	
		バス会社のリスト(名称、住所、電話番号等)	
		バス会社との協定の締結(バスの台数、バスの派遣場所等)	
		バスの輸送ルート、避難住民のピックアップポイント	
	緊急時に輸送を要請する自衛隊等の連絡先		
	登山・入山規制	登山・入山規制火口周辺警報発表時の登山・入山規制	
		通行規制	
		流入規制	
	避難の確認	避難したことの確認方法	
		避難を確認できない住民がいる場合の対応方法	
	残留者の救出等	残留者の救出等残留者の救出体制(警察、消防、自衛隊の連絡先の特定等)	
	治安維持	治安維持の方法	
ペットの扱い	ペットの取り扱い		
家畜の扱い	家畜の取り扱い		
医療体制の整備	医療機関のリスト(名称、住所、電話番号等)		
	広域的な医療搬送計画(搬送先の医療機関の名称、住所、電話番号、搬送方法等)		
避難所の開設・運営	避難所の開設時期		
	避難所開設の責任者		
相談窓口	避難所における避難民へ提供する生活物資の備蓄・調達計画(飲料水、食料、日用雑貨、寝具、パーテーション、トイレ、冷暖房装置等)		
	相談窓口相談窓口のリスト(電話番号、eメールアドレス、窓口の設置場所等)		
風評被害対策	火山が沈静化したとき等の風評被害対策		
普及啓発等	防災訓練の実施時期、実施方法等		
	住民に対する火山防災マップやパンフレットの配布		
	学校における防災教育		
	地域における啓発活動		
	NPO等の住民による普及啓発活動の支援策		
	観光客への普及啓発の方法		
	観光ガイド等による啓発活動		
観光ガイド等人材の育成			
地域防災計画等の点検と見直し	見直し時期		
	点検の体制		

(噴火時等の避難に係る火山防災体制の指針

(平成20年3月 火山情報等に対応した火山防災対策検討会)より)